

# 留学生のための国民年金のしおり

## あらまし

留学生は国民年金に加入することが義務づけられています。「学生納付特例制度」があり、在学中は保険料を納めなくても加入後の期間は保険加入期間として認められ、さらに障害者になったときには障害年金をもらえます。

本小冊子では国民年金への加入、学生給付特例制度の申請、社会保障の国際協定、脱退一時金の概要を示しました。詳しくは、日本年金機構のHP、市・区役所の国民年金窓口にお問い合わせください。



国民年金は、日本の国民年金法で定められている公的な年金制度です。加入者が65歳に達したとき老齢年金、障害者になった場合には障害年金（注1）が支給されます。日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となります。保険料の納付が義務づけられています。老齢年金を受けるには最低10年の加入期間が必要です。<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140710-04.html>

日本の公的年金制度は二階建てになっています。すなわち、1階は基礎年金（国民年金）、2階は厚生年金に相当します。学生の間は基礎年金、会社員になると基礎年金+厚生年金に加入します。基礎年金加入者を第1号被保険者、基礎+厚生年金加入者を第2号被保険者と呼んでいます。

全体の流れを判り易く示すために、「留学生のための年金手続きの流れ」を巻末に添付しました。参考資料としてご覧ください。

## 加入手続き

20歳になったあとに入国した人は原則として入国後14日以内に住民登録手続きをしたあとに、市・区役所または最寄りの年金事務所にて加入手続きをします。この手続きに必要な書類は以下の通りです。

- ・入国が許可された年月日を証明できる書類（パスポート）
- ・在留カード
- ・住民票（窓口によっては要求されることあり。事前に問い合わせると安全）

学生の方は学生証を提示することによって、同時に学生納付特例制度（2p参照）利用を申請できます。

審査に3ヶ月ほどかかります。留学生の場合は第1号被保険者になります。

1カ月当たりの保険料は16,410円です（令和元年）。ただし、学生納付特例制度を利用すると保険料が猶予されます。国民年金に加入しないと下記のデメリットが生じますので、注意してください。

- ・在日中に障害者になっても保障されない。
- ・就職の際にトラブルになる可能性がある。
- ・永住申請が不許可になる。

[https://lawoffice-yokoyama.com/service/visa/pension\\_student/](https://lawoffice-yokoyama.com/service/visa/pension_student/)

（注1）障害者年金は、学生納付特例制度の承認を受けていると受給の対象になりますから安心です。障害認定基準は以下のようです。

- ・外部障害： 眼、聴覚、肢体（手足など）の障害など
- ・精神障害： 統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など
- ・内部障害： 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血管疾患、糖尿病、がんなど

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150514.html>

## 学生納付特例制度

学生（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程、研究生を除く）については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下（注2）の学生が対象となります。なお、家族の方の所得は問いません。保険料免除を受けると、将来の年金受給額が減りますが、免除等を受けた後に免除期間の保険料を10年以内に追加納付することにより、将来の年金受給額を全額納付した場合と同額にできます。

（注2）：所得（申請者本人のみ）の目安は118万円+扶養親族等の数×38万円ですが、学生の場合にはバイト収入が年間で約194万円以下なら申請可能です。

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/batten%20life/file/sei-9.pdf>

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.files/623-3.pdf>

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>

### 申請先

住民登録をしている市・区役所の国民年金担当窓口または、近くの年金事務所（保土ヶ谷区の場合、横浜西年金事務所、JR東戸塚西口徒歩2分）。2年1ヶ月前までさかのぼって申請できます。申請は各年度分必要ですから、必要に応じて複数枚の申請書を提出します。

### 必要な添付書類

- ・年金手帳 または 基礎年金番号通知書
- ・学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類
- ・その他、（上記URLを参照のこと）
- ・パスポート・在留カードの提示を求められるかも知れません。

## 社会保障協定（社会保障の国際協定）

国際的な交流が活発化する中で、仕事で滞在している国の社会保障制度に加入をする必要があり、母国の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。

そこで、2国間で社会保障協定を以下の目的：

- 1) 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）、
- 2) 年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）

のために締結しています。（注3）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>

中国の場合、二重加入の防止のため派遣開始日から5年間は協定相手国（中国）の社会保障制度のみに加入することが決められています。しかし、『年金加入期間の通算』は行われません。中国との協定の発効日は2019年9月1日です。

中国では被用者のみ年金制度への加入が義務づけられ、受給開始年齢は60歳、最低加入期間は15年です。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20131220-01.html>

中国人留学生は日本でのみ年金制度への加入が義務づけられていると見なされます。卒業後日本で就職するのならば、学生時代の2年間は年金の加入期間に算入されますから、学生納付特例制度を使うと有利です。この期間は保険料の納付が猶予されるので、保険料の納付がないため年金額には反映しませんが、保険料を追納することによって年金額を増やすことができます。

2019/7 現在、本協定はベトナムと日本との間に締結されていません。

(注3) 年金通算の社会保障協定を締結している 相手国 (2018 年 8 月現在) : ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン

## 脱退一時金

日本国籍を有しない方が、被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。支払った保険料の一部が払い戻されます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/english/lumpsum/lumpsum.files/G.pdf>

手続き :

日本の住所を喪失してから2年以内に、「脱退一時金裁定請求書 (国民年金/厚生年金保険)」を、日本年金機構に郵送すると、脱退一時金は、日本年金機構に書類が受理されてから、3~4カ月程度して、ドルやユーロなどの外国通貨により、指定口座へ振り込まれます。市・区役所では手続きができませんので注意してください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

要件 :

- ・第1号または第2号被保険者の期間が6ヵ月以上あること
- ・請求時点で、第3号被保険者ではないこと
- ・日本に定住していないこと
- ・老齢基礎年金の受給権がないこと (国民年金等の加入期間が10年未満の人。10年以上の人は将来日本の老齢年金として受け取ることができます)
- ・障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権が生じたことがないこと

必要な添付書類 :

- ・パスポートの写し
- ・日本国内に住所を有しなくなったことを明らかにすることができる書類 (住民票の除票の写し等)
- ・「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類
- ・国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

\*\*\*\*\*

補遺 :

1. 国民年金加入2年 (学生納付特例) + 厚生年金加入8年以上で、65歳から年金を受けとれます。
2. 後遺障害が残りそうな事故にあったら、まずは年金事務所に相談してください。
3. 卒業後すぐに帰国する留学生の場合、母国によっては年金通算を選べる人もいます。脱退一時金はもらえません。
4. 老齢年金は帰国しても母国で65歳に達してから受けとれます。
5. 障害年金は帰国しても母国で受けとれます。

調査・執筆者 RKK 広報委員 村田威雄

# 参考資料

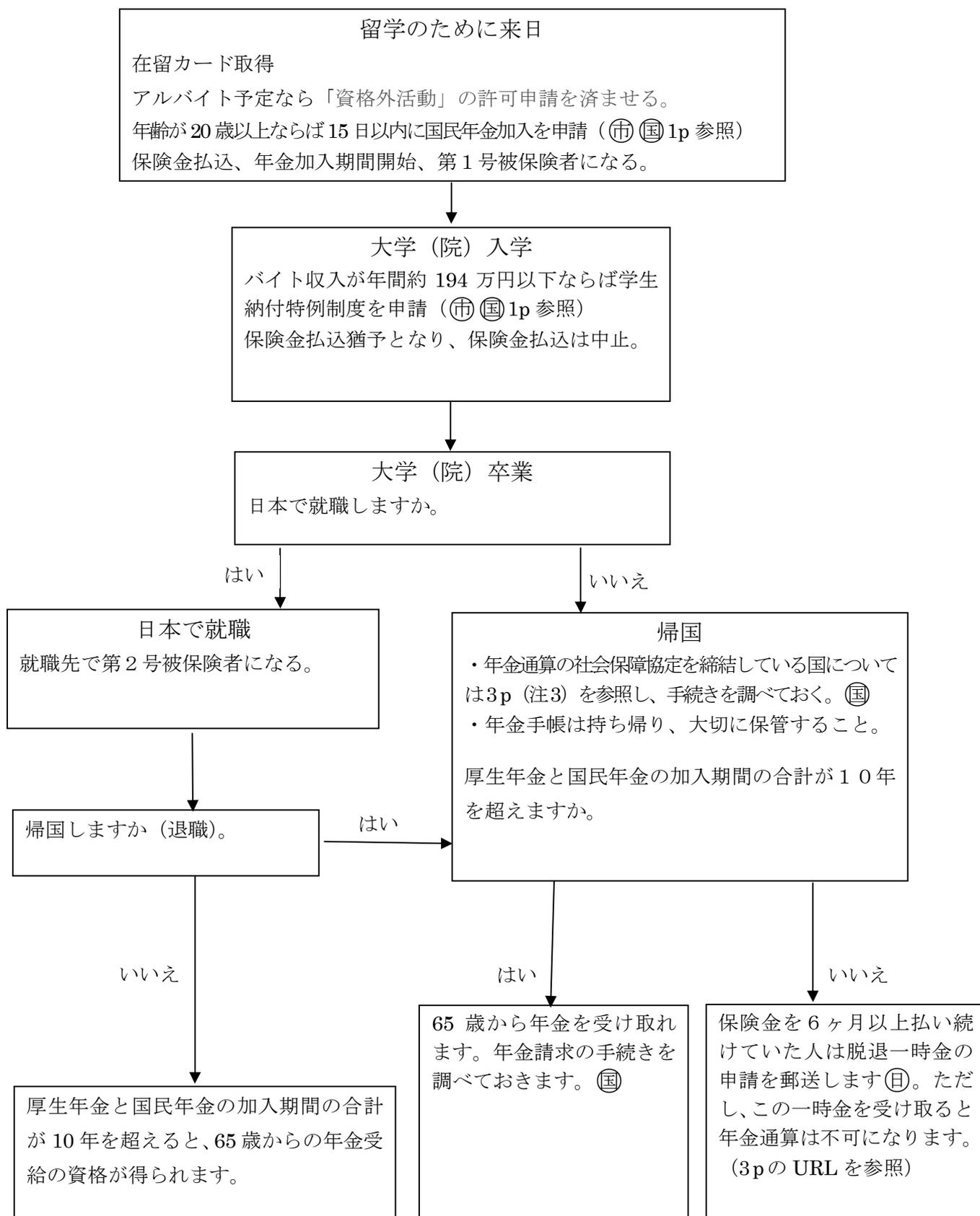


表1 留学生のための年金手続きの流れ

(手続き窓口：市・区役所、年金事務所、日本年金機構)